

**熊本地方労働審議会**  
**令和7年度第1回熊本県和服裁縫業最低工賃専門部会**  
**議事録**

1 日 時 令和8年2月5日(木) 14時00分～16時00分

2 場 所 熊本地方合同庁舎B棟4階 中会議室

3 出席者

(公益代表委員) 高山委員、本田委員、山下委員

(家内労働者代表委員) 田中委員、乗富委員、森田委員

(委託者代表委員) 安樂委員、池田委員、松本委員

【事務局】 斉藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- (1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について
- (2) 熊本県和服裁縫業最低工賃専門部会運営規程について
- (3) 会議の公開・非公開について
- (4) 「熊本県和服裁縫業最低工賃」の改正についての意見聴取結果について
- (5) 熊本県和服裁縫業最低工賃に関する実態調査結果について
- (6) 「熊本県和服裁縫業最低工賃」の改正審議について
- (7) その他

5 議事内容

補佐 ただ今から、令和7年度熊本地方労働審議会、第1回熊本県和服裁縫業最低工賃専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

まず最初に、当最低工賃専門部会の名称ですが、「和服最低工賃」と略称させていただきますので御了承の程お願い申し上げます。それから、部会長を選出するまでの間、事務局で進行させていただきますので、こちらも御了承の程お願い申し上げます。

それでは定足数の報告です。本日は、公益代表委員3名、家内労働者代表委員3名、委託者代表委員3名で、委員総数9名中9名の委員に御出席いただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項の定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に資料の確認です。会次第の次ページを御覧ください。資料1から資料4-2及び参考資料を1から5まで準備しておりますのでお手元の資料のインデックスを御確認ください。不足がある場合は後程でも結構ですのでお申し付けください。

次に会議の公開についてです。参考資料1を御覧ください。熊本地方労働審議会運営規程第5条により、当専門部会は原則、公開することとなっております。

事務局では、傍聴希望者を公示しましたが、傍聴及び取材とも申込はなかったことを報告いたします。

次に、委員の皆様と事務局の紹介をさせていただきます。

資料1、熊本県和服最低工賃専門部会委員名簿を御確認ください。漢字などの誤りがないか御確認いただければと思います。

それではこの名簿に沿いまして、御紹介させていただきます。

まず、公益代表委員から、高山委員です。

(高山委員 尚綱大学の高山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。)  
本田委員です。

(本田委員 どうも本田です。よろしくお願ひいたします。)

山下委員です。

(山下委員 山下です。よろしくお願ひいたします。)

次に、家内労働者代表委員です。田中委員です。

(田中委員 よろしくお願ひいたします。)

乗富委員です。

(乗富委員 乗富です。よろしくお願ひいたします。)

森田委員です。

(森田委員 森田です。どうぞよろしくお願ひいたします。)

次に、委託者代表委員です。安楽委員です。

(安楽委員 安楽と申します。よろしくお願ひいたします。)

池田委員です。

(池田委員 池田です。よろしくお願ひいたします。)

松本委員です。

(松本委員 松本です。よろしくお願ひいたします。)

皆様よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局の紹介です。

労働基準部長の斉藤です。

(部長 労働基準部長の斉藤です。よろしくお願ひいたします。)

賃金室長の清水です。

(室長 清水といいます。よろしくお願ひいたします。)

専門監督官の中野です。

(中野専門監督官 中野です。よろしくお願ひいたします。)

専門監督官の堀田です。

(堀田専門監督官 堀田です。よろしくお願ひいたします。)

わたくし、補佐の佐藤です。よろしくお願ひいたします。

次に、委員の任命について、御説明させていただきます。

参考資料2の審議会令を御確認ください。一番下の段、第7条から次ページに続きますが、当専門部会の委員については、熊本地方労働審議会の委員及び臨時委員から、会長が指名することになっております。1ページに戻っていただきまして、一番上の、委員等の任命、第3条の2項を御覧ください。「臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。」とされております。

そこで、当専門部会においては、専門知識が必要でございますので、会長からの指名に先立ちまして、まずは、業界の関係者であります田中委員と池田委員を、そして、金額審議の経験者として、最低賃金審議会の公益代表委員であられる本田委員を臨時委員として、労働局長が任命しております。その後、熊本地方労働審議会の会長が皆様を当専門部会の委員として指名されたという経緯になっております。

名簿の委員と臨時委員という書き分けがこの理由になります。臨時委員におかれましては任命書と指名書を、委員におかれましては通知書を、お手元にお配りしておりますので御確認ください。任命については以上です。

それでは、会次第に沿って議題に入っております。

議題（１）「部会長の選出及び部会長代理の指名について」です。

まず、部会長の選出ですが、参考資料２の地方労働審議会令第６条４項の規定により「部会長は、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」こととされております。このことから公益代表委員の事前打ち合わせで部会長に高山委員を推薦していただいておりますので、これより採決による部会長の選出を行わせていただきたいと思います。

部会長を高山委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（委員全員 挙手）

ありがとうございます。

全会一致で御賛同をいただきましたので、高山委員の部会長就任を決定させていただきます。

それでは高山部会長に一言御挨拶をいただき、部会長代理の指名、及び以後の議事進行をお願いしたいと思います。部会長よろしくをお願いします。

部会長 ただいま部会長に選出していただきました高山と申します。改めましてよろしくお願ひいたします。

今回は最低工賃額の改正に関わる非常に大切な審議でございますので、委員の皆様におかれましては忌憚のない御意見をいただければと思っております。また、双方納得感のある改正額を目指したいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、部会長代理を指名したいと思います。

地方労働審議会令第６条第６項の規定により「部会長代理は、部会長が指名する」となっておりますので、私から本田委員を指名させていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

（委員全員 是認）

御承認ありがとうございます。

本田委員、よろしくお願ひいたします。

本田委員 よろしくお願ひいたします。

部会長 続きまして、議題（２）「熊本県和服裁縫業最低工賃専門部会運営規程（案）について」です。事務局から説明をお願いします。

室長            まずは資料2を御覧ください。和服最低工賃専門部会運営のための規程の（案）を作成しております。

第1条で当専門部会は、地方労働審議会令及び地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによっております。地方審議会運営規程に関しましては参考資料1を御確認ください。地方審議会令につきましては参考資料2を御確認ください。運営に必要な部分を抜粋しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。これらの審議会令、運営規定に不足する事項に関しまして、この資料2の運営規程（案）に定めております。

第2条は専門部会に属する委員は、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とするとなっております。

第3条では、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、熊本地方労働審議会長に報告しなければならないとしています。

第4条にこの規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行うとしております。

まずは、和服最低工賃専門部会の運営につきまして、この運営規程により実施してよろしいか専門部会で審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

部会長            ありがとうございます。

ただ今事務局から説明のあった運営規程（案）について御質問等ございますでしょうか。

（特段なし）

なければ、御承認いただいたということによろしいでしょうか。

（委員全員 是認）

それでは承認いただきましたので、資料の（案）を消していただいて、一番下の附則の、この規程は、令和8年2月のところに5日を入れていただければと思います。

それでは、続きまして議題（3）「会議の公開・非公開について」です。事務局から説明をお願いします。

室長            参考資料1を御覧ください。熊本地方労働審議会運営規程第5条に会議は原則として公開することになっておりますが、但し書きで個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開にすることができることになっております。

それから次ページですが、この規定は、第7条の規定により最低工賃専門部会に準用するとあり、「会長」は「部会長」と読み替えるものと規定されています。以上です。

部会長            ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がありましたように、会議は原則公開となっておりますが、最低工賃額の具体的な調査審議については、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれが

ございますので、運営規程第5条の但し書きに基づき非公開にしたいと思いますが、そちらでいかがでしょうか。

(委員全員 同意)

それでは非公開ということで運用したいと思います。

次に、議題(4)「熊本県和服最低工賃改正の意見聴取結果について」です。事務局から説明をお願いいたします。

室長

昨年11月21日に家内労働部会において和服最低工賃の改正の必要性ありとの答申をいただきました。この答申を踏まえ同月27日に参考資料3のとおり熊本労働局長から最低工賃の改正決定に係る諮問がなされております。参考資料4の第11条を御確認ください。この諮問を受けて、同日付で熊本地方労働審議会会長名により関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取の公示を12月10日まで行いましたが、意見の申出はございませんでした。

以上です。

部会長

関係労使から意見がなかったという御報告でした。

それでは次に進めたいと思います。

議第(5)「熊本県和服最低工賃に関する実態調査結果について」です。事務局から説明をお願いします。

室長

資料3-1を御覧ください。現在の熊本県和服最低工賃の金額です。品目・規格を合わせて18の工賃額が決っております。効力発生は平成13年4月21日となっており、現在に続いています。

資料3-2を御覧ください。

1 ページは実態調査の概要について記載しております。

2 ページは家内労働者の現状について記載しております。

3 ページは委託業務量について記載しております。

4 ページから6 ページは、最低工賃について委託者・家内労働者に調査した結果を記載しており、真ん中13表-1にあるように令和6年の調査では令和4年の時の調査より工賃を改定したと回答した委託者が倍になっております。改定理由はその下になりますので御参照ください。

7 ページは委託者が委託する品目ごとの工賃額の最低額の階級を示したものです。黄色は委託者が品目ごとに支払う最低額の平均階級、小豆色が品目ごとの最低工賃額の属する階級、赤囲みは前回調査時の平均額の属する階級になります。小豆色の下に数字があるのは、最低工賃額未滿で支払っている委託者がいることを意味しています。

8 ページは7 ページの内容を家内労働者側の回答で示したものです。ここで緑色は支払われている品目ごとの最低工賃額の平均階級と法定の最低工賃額が同じ階級にあることを示しています。

9 ページは委託者の調査結果で品目ごとの支払っている工賃額の最低・最高金額・平均額、1枚当たりの仕立時間の最長・最短・平均時間、平均仕立時間で平均工賃額を除いた1時間当たりの金額を算出したものです。

10 ページは9 ページの内容を家内労働者側からの回答で作成したものです。

11 ページは仕立工賃が委託者調査から、仕立時間が家内労働者調査から算出したものです。この表の見方ですが真ん中の2本線から上の3段について、例えば一番右端の「羽織・絹・あわせ」では、委託者数は7件、委託枚数0枚、家内労働者数1名だったということになります。括弧内は令和4年の調査の数値です。つまり、この品目・規格だと委託者はいるが、実際に委託した枚数は対象月の2年間とも0枚だったということになります。

12 ページから14 ページは委託者における品目別の工賃支払額の令和4年度調査と令和6年度調査の比較になります。各表の一番右下の数字が令和4年と令和6年の平均支払工賃額を比較した率で、マイナスは平均支払工賃額が令和4年よりも下がっていることを示しております。

15 ページは熊本県和服最低工賃の推移になります。表の一番上に県最賃上昇率とありますが、これは、工賃の改正があった年の、熊本県最低賃金の改正額の引上げ率になります。その下が、和服最低工賃が改正された時の発効日になりますので、平成5年以降は県の最低賃金上昇率と最低工賃の上昇率は概ね同等であることが見て取れるかと思えます。そして、この表のハイフンで表記されているところを説明いたします。品目の一番上に「振りそで 絹・あわせ」とありますが、平成3年改正時まではハイフンで表記されていて、平成5年より金額が記載されております。これは、平成5年の改正時にこの品目が新設されたことを意味しています。一方で、その下の品目「中振りそで 絹・あわせ」を見ていただくと、平成3年までは金額が記載されておりますが、平成5年以降はハイフンで表記されております。これは、平成5年の改正時に金額の設定が廃止されたことを意味しています。一番右の平成13年に金額が記載されているものが、現在、最低工賃が設定されている品目になりますが、今年の専門部会では、この品目の新設、統合、廃止についても御審議いただければと思っております。

16 ページを御確認ください。和服最低工賃が設定されている都道府県別対比表になります。令和6年度当初までは、和服最低工賃は全国8道県で定められていましたが、網掛けの長崎・山口が令和6年に廃止しており、現在、設定されているのは6道県になります。

17 ページ、18 ページがこの表での全国8道県の平均工賃額と各同県の最低工賃額を比較したグラフになります。これを見ると熊本は平均額より高い品目が6つで、残りの12品目は平均より低いことがみて取れます。

19 ページは委託者・家内労働者数の推移になります。

なお、実態調査結果ではございませんが、資料4-1として令和6年8月30日に改正された鳥取の和服最低工賃と、資料4-2として令和7年8月27日に改正された広島のと服最低工賃の内容を参考までに添付しております。

私からの説明は以上です。

部会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から実態調査結果の御説明がございましたけれども、御質問がございましたらお願いします。如何でしょうか。

(池田委員 挙手)

池田委員どうぞ。

池田委員 長崎、山口はなぜなくなったのでしょうか。

室長 家内労働者が 20 名を切っていることと、委託者からの聞き取りで、今現在設定されている金額よりも下げることはないという意見があったこと、それと、この先増える見込みがないという意見が、委託者と家内労働者からあったこと、これらを確認し審議会で廃止と決定されたようです。

池田委員 ありがとうございます。

部会長 他に御質問はございませんか。よろしいでしょうか。  
それでは議題（6）「『熊本県和服裁縫業最低工賃』の改正審議について」です。ここからは、具体的な金額審議に入りますので、熊本地方審議会運営規程第5条の但し書きにより非公開とさせていただきます。

（以降、非公開）